

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2016年3月号

(議会報告通号 Vol.94)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

一般質問を行ないました



質問内容の詳細は、ブログに全文を載せていますので、ぜひそちらもご覧ください!

<http://ameblo.jp/sakurako-nerima/>



二〇一六年三月

かとうき 桜子

- **区長の基本姿勢**
練馬区では区政改革を進めていくという資料を最近出しました。今後具
体化していくことになりませんが、それにあたって、区民のみなさんと直接
のかかわりがあり、区政の課題を肌で感じている現場の職員の声や、大切
にしているものを改めて聞き取って、区民のみなさんと共有することから
始めるべきではないかと指摘しました。
- **第四次男女共同参画計画について**
2016年度から練馬区の男女共同参画計画が新しくなります。その中で
も①デートDVやスクールセクシュアルハラスメントなどの若い人たち
への啓発②若い女性への支援③セクシュアルマイノリティについて④女
性の視点からの防災対策⑤男女共同参画の啓発といった、とくに最近新た
に取り組もうとしている内容を中心に質問しました。
- **犯罪被害者支援、性暴力被害者支援について**
犯罪被害は法的な対応だけではなく、日常生活のサポートも必要であるた
め、身近な自治体の果たすべき役割も大きいですが、まだまだ十分ではあ
りません。また、性暴力の被害に遭った方への支援についても課題を指摘
しました。詳しくはレポート中面をご覧ください。
- **地域福祉計画・福祉のまちづくり総合計画について**
この計画も2016年度から新しくなります。特に、今までも課題を指摘
してきた①区立施設のバリアフリーの公表②災害ボランティアセンター
について進捗状況を質問しました。
- **障害者福祉**
「3障害(身体・知的・精神)一体で福祉を進める」と言われながらも遅
れがちな精神障害者福祉のこと、障害者差別解消支援地域協議会について
質問しました。
- **特別支援教育**
障害のある子が希望する学校に通えるようにすること、特別支援学校に通
う子が地域の学校と交流できる機会を充実させることが必要であると指
摘しました。
- **こどもの虐待と児童相談所**
こどもの虐待対応をする児童相談所の機能を、東京都からより身近な区に
移管しようという議論があります。一方、国でも虐待対応や社会的養護の
あり方の検討がされていますので、最近の状況について議論しました。

次回報告会は5月頃を予定

2、3月の定例会では一般質問のほか、来年度の練馬区の予算についても審査をしました。こうした定例会の内容や、2015年度のかとうき桜子・市民ふくしフォーラムの活動の報告をさせていただき、区政報告会を5月中下旬ころに開催したいと考えています。1年間の活動の報告もさせていただき、いつもよりボリュームのある内容にしたいと考えておりますので、ぜひご参加ください。

次回のレポートでは場所や日時をご案内させていただきます。

「くらしと教育をつなぐ We」で連載を続けています。

隔月で発行されているこの雑誌で、2014年度から「わたしが議員になったワケ」という連載をしています。私のほかにはたとえば元新聞記者、福島若い女性たち、児童相談所で働いている方など様々な立場の方が連載されていますし、特集記事も興味深いものが多いです。1冊のみの購入も、年間購読もできますので、かとうき桜子にお声かけいただくか、以下の「フェミックス」ホームページよりお申し込みください。

<http://www.femix.co.jp/>

宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年2月20日まで累計で136万5770円をお送りしました。仮設から本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。ぜひ引き続きのご協力をお願いします!

[振り込み用紙による振り込み]

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

[銀行振り込み: ゆうちょ銀行からは手数料無料です]

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に配布しています。

- 毎週月曜日: 大泉学園駅北口
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、新しくできたビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- 月2回、火曜日: 大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- 水曜または木曜のうち月3回: 保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- 月2回、金曜日: 石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



性暴力の被害者支援と啓発の必要性を指摘

かとうぎ桜子は、犯罪の被害に遭った方の日常生活のサポートを、身近な自治体である区が行なう必要性について議会で指摘をされており、以前の区政レポートでもご紹介させていただきました。今回は特にその中でも性暴力の被害者支援の課題をご紹介します。かとうぎ桜子は議会がないときに少し、性暴力被害者支援の活動の応援をしてもいるので、その活動を通じて見えてきた課題を述べました。

性犯罪の罰則等の見直しが進められているが…

性犯罪に関して、国では2014年から始まった法務省の「性犯罪の罰則に関する検討会」を経て、現在、法制審議会で刑法の見直しについての議論がされています。

審議会では強姦などの罪を起訴する際に被害者の告訴を必要とする「親告罪」の規定の廃止、罪の対象範囲の拡大、法定刑の引き上げなどが話し合われています。

性暴力被害の当事者や被害者支援をする団体からは、これを機に被害に遭った人を取り巻く環境の改善を求める声があがっています。例えば、公訴時効の撤廃・停止について、配偶者間の性暴力への対応、子どもが被害にあった際の配慮、現行ではかなり厳しく問われている暴行脅迫要件の緩和・廃止についてなど、現在の法制審議会の中では十分に取り上げられていない問題への意見のほか、当事者支援や加害者の再犯防止対策、家族内や学校等での性暴力被害への取り組みの必要性など、刑法の範囲にとまらぬ一般的な・包括的な支援の必要性が提言されています。*

1 私はこうした当事者・支援者による集まりに何度か参加したのですが、そこで、法制度を改正、あるいは新たに作っていくにあたってはまずは、法律の専門家だけで議論するのではなく、当事者の声を反映させるしくみを作ってほしいということが、多くの関係者の思いであると感じています。

それは、性暴力被害にあつたことが、その人のその後の日常生活や人生に大きな影響を与える問題だからです。

【行政からの回答】

〇区は毎年、あらゆる暴力の防止に関する啓発として、当事者や支援者の声を聞く機会を設けた講演会などの事業や研修を実施しているため、今後も引き続き実施する。(ただし、性暴力の当事者を招いて講演会を行なったことはない、とのこと。)

〇男女共同参画センターや保健相談所などの区の相談窓口で、性暴力被害の当事者やご家族のご相談に応じ、医療機関や専門機関への案内や職員が同行するなどの支援をしている。今後もホームページや啓発事業等を通じて、相談窓口の明示と周知をしていく。あわせて、医療機関や支援団体などの情報提供の方法をさらに工夫するなど検討。

身近な人からの被害を訴え出づらい現状

内閣府が2015年に行なった「男女間における暴力に関する調査報告書」によれば、「無理やり性交をさせられた経験のある女性」は6.5%となっています。ここには男性被害者は含まれていませんので、性被害にあった経験のある人は本当はもっと多いことが考えられます。

また、加害者が顔見知りであるため訴えることをためらって事件化していないケースなど、実際には警察で把握されるよりも多くの被害が起こっており、「犯罪」と認識されていない暴力被害があると考えられます。

また、「ねりま情報メール」^{※2}の安全・安心情報では、頻繁に子どもを対象とした痴漢被害などの情報が届くのですが、このような子どもを対象とした性被害についても潜在化したものも多数あり、被害者の心に深い傷を残すものとなります。

こうしたことを考え合わせると、性暴力の問題は国や都道府県で取り組むべきことだけではなく、誰にも起こり得る問題として身近な自治体においても取り組む必要があり、被害者支援の情報提供を幅広く行っていくことが重要です。

練馬区が進めるべき取り組みの提案

練馬区は2016年度から第4次の男女共同参画計画^{※3}を実施するため、昨年末に素案を示したのですが、その中には、「性犯罪、ストーカー被害、セクシユアル・ハラスメント等、あらゆる暴力の防止に関する啓発活動に取り組む」と書かれています。では、具体的にどう取り組むのか、という点を議会で質問しました。

私が考えるのは、例えば区民向けの啓発として、練馬区が例年、「犯罪被害者週間」に犯罪被害当事者に講演をしていただいているので、そこで性暴力被害の当事者の声を聞く機会を設けること。被害の経験を本にしたたり講演をしている当事者もいるからです。当事者のお話を聞くことによって、被害によりその後の生活にどのような問題があったかなどを、皆で考え、暴力防止の取り組みと、起こってしまった被害への

ケアの重要性について、社会的な理解が広がる必要があるからです。

子どもたちに向けて、被害にあった場合の相談先の啓発をするといった取り組みも必要です。

また、被害に遭って身近な場所で相談したいと思った時に、練馬区などの相談窓口に行けばいいの、区のホームページや「わたしの便利帳」などを見てもわかりづらいという現状があります。そこで、例えば区民相談など、練馬区がすでに実施している相談窓口についても「ここでは性暴力についての相談もできる」ということを明記して欲しいというご意見を、当事者からいただきましたので、練馬区にも提案しました。

豊島区では性暴力被害に遭った人が情報を得られるスマートフォンのアプリを開発しました。アプリでは、性暴力の相談を受けているワンストップセンターや民間の相談機関、警察の相談窓口、また区内の医療機関などの情報を調べることができます。

こうした取り組みを参考に、相談できる窓口の一覧を練馬区のホームページに掲載ことや、区内の医療機関との連携で、性暴力被害のケアができる婦人科、精神科、心療内科等の情報を発信したり、子どもが相談できる場の情報提供といった取り組みが有効ではないかと考えます。

また、性暴力被害は女性、男性、子ども、セクシユアルマイノリティなど、どんな人にも起こり得るものですが、相談しづらいと感じてしまう方もいるとうかがいます。

だれでも相談できる場があることも啓発することが重要です。

※1・公訴時効ー現在、強姦は10年、強制わいせつは7年など、時効があります。幼少期の被害を大人になってから認識することや、被害後はショックで思い出せなかったことが年数を経て認識されるなどの場合に十分対応できないという課題があります。

・配偶者や親子など家族間の性暴力ーDVや児童虐待への社会の理解と制度的対応は不十分と進みましたが、家族内で起こっている性被害の把握やそのケアなどはまだ十分に行なわれていません。罰則だけでなく、当事者が相談し、ケアを受けられる体制が必要です。

・暴行脅迫要件ーその性暴力が犯罪にあたるかどうかを判断する際、「被害者の反抗を著しく困難にさせるだけの暴力」があったかどうか問われます。しかし、思いがけず不意打ちで暴力の被害にあった場合に恐怖で凍りついたようになつて動けなくなる、殺されるかもしれないという恐怖から相手の指示に従うことがあります。被害者が動けなくなった状況で起こった性暴力が一合意がなかったとはいえないとして犯罪とみなされないことがあります。

・加害者の再犯防止ー痴漢などの性暴力の加害者が、「相手も喜んでいる」といった歪んだ認知に基づき行動を起こし、自らも止められない「性依存」の状態になっている場合があります。都内には、ゆがんだ認知を変えていく手法で性依存の治療に取り組むメンタルクリニックもあるのですが、こうした取り組みはまだあまり広く取り入れられていません。

※2ねりま情報メール

防災気象情報、安全・安心情報、区政情報(イベントや新規事業などを登録していただいた方のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどにメールで配信する練馬区のサービス。

※3 男女共同参画計画

女性が、女性であるがゆえに差別されたり、家事をやるのが当然だと思われたりすることがあります。一方で男性は家族を養って当然、とされたり、過重労働を強いられたりする場合もあります。このように、男性はこうあるべき、女性はこうあるべき、といったステレオタイプな見方をすることで、生きづらな社会になってしまいます。社会的な役割を決めつけることによっての生きづらさをなくしていきたいよう、というのが「男女共同参画」で、その実現のために「男女共同参画計画」があります。